

## 渥美病院の整備状況

災害拠点病院指定基準	有無	備考
<b>1 災害拠点病院として必要な施設</b>		
救急診療に必要な診療棟（集中治療室等）	◎	ICU6床 （施設基準としての届出なし）
簡易ベッド等の備蓄倉庫	◎	1階倉庫
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	◎	
診療に必要な施設が耐震（免震）構造となっていること	◎	
通常の6割程度の発電容量を備えた自家発電装機を保有し、3日程度の燃料を備蓄	◎	
止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策 （※浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合）	—	浸水想定区域・津波災害警戒区域ではない
受水槽の保有や地下水利用設備の整備、優先的な給水の協定等による、水の確保	◎	地下水利用設備
原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を整備	◎	敷地内
<b>2 災害拠点病院として必要な設備</b>		
衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境	◎	ワイドスターⅢ
広域災害・救急医療情報システムへ確実に情報を入力する体制	◎	入力訓練を実施
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	◎	2床

患者の多数発生時用の簡易ベッド	◎	簡易ベッド 100 床
被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品、トリアージタグ等	◎	
DMA T等の派遣に使用可能な、上記の資器材の搭載が可能な緊急車両	△	令和 8 年 4 月整備予定
食料、飲料水、医薬品等の 3 日分程度の備蓄	◎	
<b>3 災害拠点病院が有する災害医療支援機能</b>		
救命救急センターもしくは 2 次救急医療機関の指定	◎	2 次救急医療機関
24 時間緊急対応し、患者の受入れ及び搬出を行う体制	◎	
被災地からの傷病者の受入れ拠点となるための体制	◎	
被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能	◎	
DMA Tの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMA Tや医療チームを受け入れる体制	△	災害拠点病院指定後に研修受講予定
自己完結型の医療救護チームの派遣及び受け入れ体制	◎	院内会議室
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	—	田原市内は原則渥美病院で対応
地域の 2 次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練を実施	○	他機関が実施する訓練に参加
災害時に地域の医療機関への支援を行うための院内の体制	◎	
災害時における食料、飲料水、燃料、医薬品の優先的確保体制	◎	協定による
被災時における業務継続計画の整備	◎	

\*◎：全部充足、○：ほぼ充足 △：一部充足